

「小児かかりつけ診療料」に関する説明書

当クリニックを継続して受診され、「小児かかりつけ診療料」の算定に同意いただくと小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 他の医療機関の受診や投薬なども確認した上で、総合的な診療を行います。また、必要があれば、当院から、専門の医療機関への紹介状を書くなど、他の医療機関とも連携して診療を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 診療時間外の電話での病気に関する相談に応じます。北九州地区では、夜間・休日にテレホンセンター ☎ 093-522-9999 や 小児救急電話相談#8000 も利用できますが、それだけでは対応が難しい場合など、お子様の病気に関する緊急の相談に専用携帯電話で対応します。当クリニックがやむを得ず対応できない場合には、提携医療機関などにご相談ください。

対応専用携帯電話 070-2400-2617 防犯上の観点から番号非表示の場合は対応いたしません。
登録された電話から発信をお願いいたします。

提携医療機関 国立病院機構 小倉医療センター（小児科） 093-921-8881

お子様のご家族へのお願い

- 緊急時など、都合により他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせください。（他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせください。）
- 健康診断の結果や、予防接種の受診状況を、定期的を確認しますので、受診時にお持ちください。（母子健康手帳に記載されています。）

坂口こどもクリニック

(H28.4)